

第 2 1 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 章中第 3 条の前に次の 1 条を加える。

（閉園日及び開園時間）

第 2 条の 2 区長は、公園の維持管理上必要と認める公園について、公園の閉園日及び開園時間を定めることができる。

第 4 条の 2 に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定により公園の管理を行う指定管理者は、区長の承認を得て、第 2 条の 2 の閉園日及び開園時間を変更することができる。

付 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

閉園日及び開園時間を設ける必要があるので、この条例案を提出いたします。